

監査公表第20号（平成26年11月21日、県公報第3647号）

県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果定期監査結果

## 第1 監査の概要

### 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関15機関
- (2) 監査対象期間：平成25年度
- (3) 監査実施期間：平成26年5月8日～平成26年6月26日  
監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡県土整備事務所	平成26年6月3日～平成26年6月6日
久留米県土整備事務所	平成26年6月17日～平成26年6月19日
南筑後県土整備事務所	平成26年5月20日～平成26年5月23日
直方県土整備事務所	平成26年5月27日～平成26年5月29日
京築県土整備事務所	平成26年6月17日～平成26年6月19日
朝倉県土整備事務所	平成26年5月27日～平成26年5月29日
八女県土整備事務所	平成26年5月20日～平成26年5月23日
北九州県土整備事務所	平成26年6月23日～平成26年6月26日
田川県土整備事務所	平成26年6月10日～平成26年6月12日
飯塚県土整備事務所	平成26年6月3日～平成26年6月5日
那珂県土整備事務所	平成26年6月10日～平成26年6月12日
五ヶ山ダム建設事務所	平成26年6月23日～平成26年6月24日
伊良原ダム建設事務所	平成26年6月25日～平成26年6月26日
苅田港務所	平成26年5月8日～平成26年5月9日
流域下水道事務所	平成26年5月8日～平成26年5月9日

### 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

### 3 監査の範囲

- (1) 収入  
使用料及び手数料、受託事業収入、負担金収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認
- (2) 支出  
報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況
- (3) 人件費  
報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況
- (4) 契約  
契約締結及び履行確認の状況

- (5) 公有財産  
土地、建物、工作物、樹木等の管理状況
- (6) 物品  
取得、管理及び処分の状況
- (7) 工事  
設計積算及び施工等の状況
- (8) 用地  
設計積算及び履行確認検査等の状況

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
福岡県土整備事務所	収入	1	行政財産の使用許可において、使用状況の確認を行わないまま申請を進達したため、庁舎等維持負担金の調定を漏らしていた。
久留米県土整備事務所	収入	1	工事の受託金収入において、調定遅延があった。
京築県土整備事務所	収入	1	行政財産の使用許可において、使用状況の確認を行わないまま申請を進達したため、庁舎等維持負担金の調定を漏らしていた。
	工事	1	道路工事において、ブロック積工のコンクリート計上を誤り、積算過小となっていた。
那珂県土整備事務所	収入	1	行政財産の使用許可において、使用状況の確認を行わないまま申請を進達したため、庁舎等維持負担金の調定を漏らしていた。
計		5件	

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説明
県土整備部	工事	1	道路工事において、U型側溝の施工単価を誤り、積算過大となっていた。
		1	河川工事において、掘削土量の数量を誤り、積算過小となっていた。
計		2件	